

建設作業の種類と基準

建設作業の種類	届出騒音	届出振動	騒音 dB	振動 dB
くい打機・くい抜機・くい打くい抜機 (もんけん・圧入式くい打くい抜機・アースオガー併用を除く)	○		85	—
くい打機・くい抜機・くい打くい抜機 (もんけん・圧入式くい打機・油圧式くい抜機・圧入式くい打くい抜機を除く)		○	—	75
せん孔機			80	70
びょう打ち機	○		85	—
インパクトレンチ			80	—
ブレーカー (手持ち式を除く)	○	○	85	75
さく岩機 (手持ち式ブレーカーなど)	○		85	70
コンクリートカッター			80	—
バックホウ (原動機の定格出力が80kw以上)、 トラクターショベル (原動機の定格出力が40kw以上) (低騒音型を除く)	○	○	85	—
バックホウ、パワーショベル、ブルドーザー (低騒音型)			80	70
空気圧縮機 (15kw以上)	○		85	65
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、 振動プレート、振動ランマ等の締固め機械			80	70
コンクリート (アスファルト) プラント	○		85	—
コンクリートミキサー車			80	—
はつり作業、コンクリート仕上げ作業 (さく岩機を使用する作業を除く)			80	—
剛球を使用する破壊作業		○	85	75
動力、火薬を使用する解体破壊作業			85	75

※「届出」欄に○印のない建設作業は届出の必要はありませんが、東京都環境確保条例で「指定建設作業」に関する規制基準が定められています。